

議案第74号

市川漁港係留輸送施設工事請負変更契約について

市川漁港係留輸送施設工事請負変更契約について、次のとおり仮契約を締結したので、市議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

市川市長 村越祐民

記

- 1 工 事 名 市川漁港係留輸送施設工事
- 2 工 事 場 所 市川市塩浜1丁目3番地先
- 3 請負代金額 611,295,300円
- 4 契約相手方 千葉市中央区登戸1丁目23番16号  
みらい建設工業株式会社 千葉営業支店  
支店長 岡本 新次
- 5 工 事 概 要 市川漁港係留輸送施設工事  
物揚場 一式  
駐車場 一式

## 理 由

既定予算に基づく市川漁港係留輸送施設工事について、受注者との間に工事請負変更仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第27号）第2条の規定により提案するものである。

## 工事請負変更仮契約書

発注者市川市と受注者みらい建設工業株式会社とは、令和元年6月21日付で締結した市川漁港係留輸送施設工事請負契約（以下「原契約」という。）について、次のとおり変更する。

なお、この工事請負変更仮契約書に定めなき事項は、原契約によるものとする。

この契約は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の可決を得たとき、本契約が締結されたものとする。ただし、議会の可決が得られないとき、この契約は無効となり、発注者は、損害賠償の責を負わない。

（工事内容の変更）

第1条 原契約で定める工事内容を別添工事設計書のとおり変更する。

（請負代金の増額）

第2条 前条に定める工事内容の変更に伴い、原契約第4項に定める請負代金額「¥583,000,000のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥53,000,000」を¥28,295,300のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥2,572,300増額し、「¥611,295,300のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥55,572,300」に改める。

（工期の延期）

第3条 原契約で定める完成日を令和2年8月31日まで延期する。

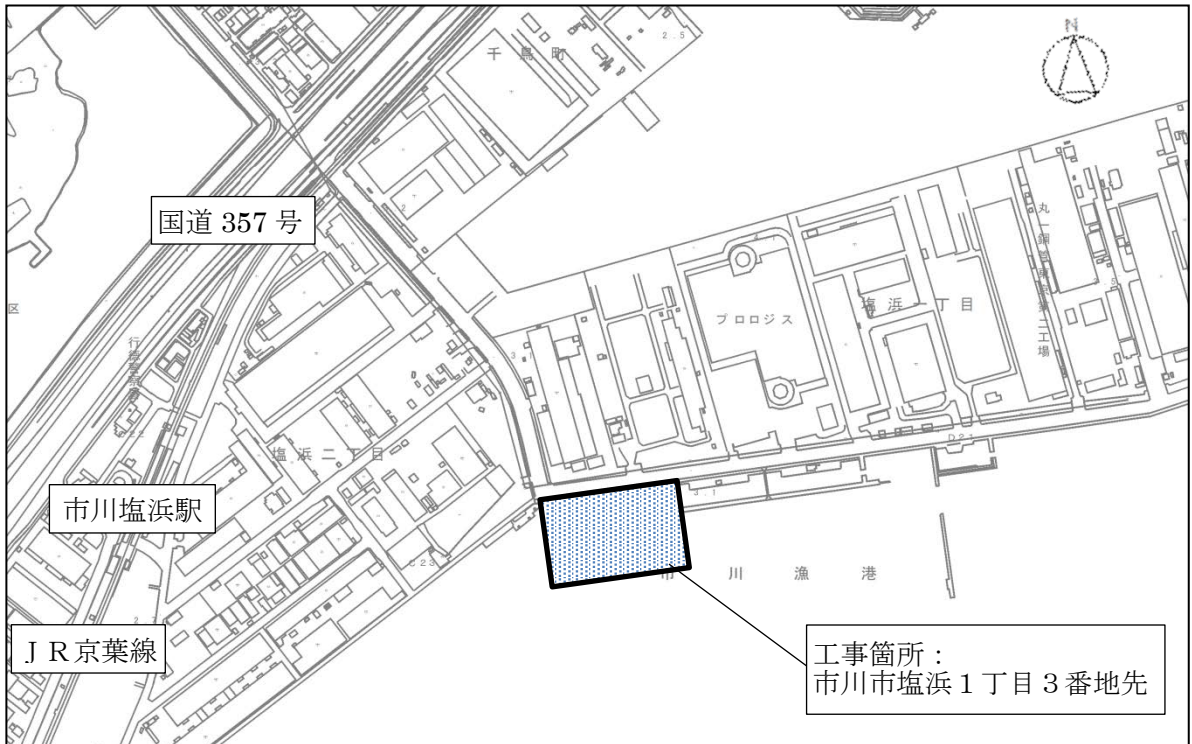
この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年1月14日

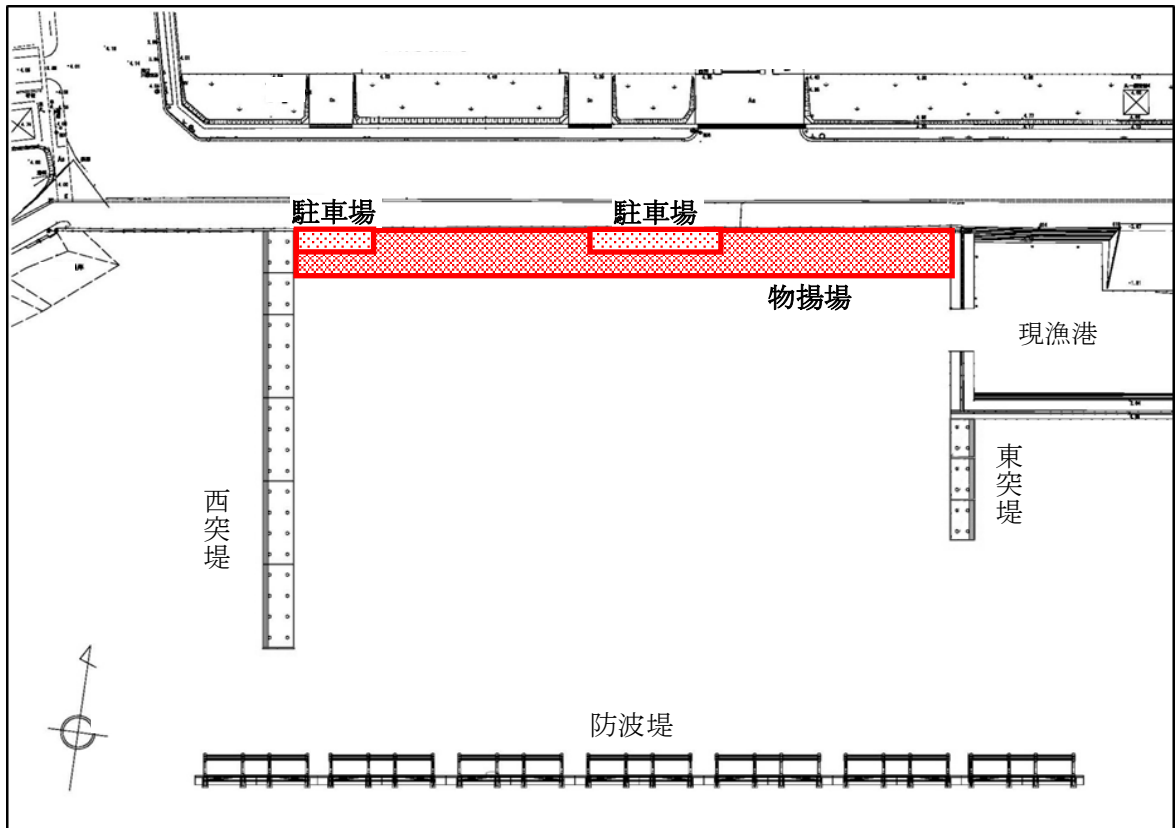
発注者 住所 市川市八幡1丁目1番1号  
市川市  
氏名 代表者 市長 村越祐民 印

受注者 住所 千葉市中央区登戸1丁目23番16号  
みらい建設工業株式会社 千葉営業支店  
氏名 支店長 岡本新次 印

議案第74号の参考図1



案内図



配置図

### 物揚場 標準断面図

